

海岸を利用するときは

海岸は、本来的には、他人の使用を妨げない範囲において、一般公衆の自由な使用（自由使用）に供されていますが、自由使用（例：魚釣り、散歩、水泳等）の範囲を超える海岸の使用については、海岸管理者（鹿児島県知事又は各市町村長）の許可等が必要です。

申請書等の様式は、海岸法施行細則（平成 12 年鹿児島県規則第 122 号）で定められています。

1 海岸保全区域（一般公共海岸）の土地の利用は

海岸保全区域（一般公共海岸）で、工作物を設けた土地の占用、工作物の新設又は改築、土地の盛土などをするときは、知事又は市町村長の許可を受けなければなりません。

【問い合わせ先】

県庁河川課管理係

電話番号：099-286-3590

メールアドレス：mizukan@pref.kagoshima.lg.jp

県庁農地整備課用地換地係

電話番号：099-286-3253

メールアドレス：youkan@pref.kagoshima.lg.jp

県庁港湾空港課調整係

電話番号：099-286-3653

メールアドレス：h-chou@pref.kagoshima.lg.jp

県庁漁港漁場課管理係

電話番号：099-286-3454

メールアドレス：gyokanri@pref.kagoshima.lg.jp

地域振興局・支庁建設部建設総務課等

2 受付窓口

受付窓口：許可等を受けたいと考えている地域を所管している各地域振興局建設部
建設総務課等

受付時間：開庁日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

3 各種申請書の様式・注意点等

申請書の様式等については、鹿児島県のホームページから、ダウンロードしてください。

ホーム > 社会基盤 > 河川・海岸 > 河川・海岸の利用 > 海岸を利用するときは

<https://www.pref.kagoshima.jp/ah07/infra/kasen-sabo/kasenriyo/08005006.html>